

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

規 則

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則（二八・税務課）

目 次

規 則

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十八号

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二の表中「附則第十条第十項」を「附則第十条第十三項」に、「附則第十条第九項」を「附則第十条第十二項」に改める。

第四十六条の七中「又は」を「、生活交通路線維持費補助金又は」に改める。

第四十六条の八の二中「の交付対象」を「又はマイタウン・バス運行費等補助金の交付対象」に改める。

様式第四百四十八号その一中

超 短 期 譲 渡 所 得		
長 期 譲 渡 所 得		

「長期譲渡所得」

株式等に係る譲渡所得

株式等に係る
商品先物取
雑 所

譲渡所得 引に係る 所得			
--------------------	--	--	--

に改める。

様式第四百四十八号その三中

超 短 期 譲 渡 所 得		
長 期 譲 渡 所 得		

「長期譲渡所得」

株式等に係る譲渡所得

超 短 期 譲 渡 所 得		
長 期 譲 渡 所 得		

株式等に係る
商品先物取
雑 所

様式第百八十一号中「附則第10条第10項」を「附則第10条第13項」に改める。 様式第百八十五号の四中「附則第10条第9項」を「附則第10条第12項」に改める。 附 則	に改める。
1 この規則は、公布の日から施行する。	
2 この規則による改正前の秋田県県税条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。	

発 行 者

秋 田 県

購読料金

一月三千五百円

秋田市山王四丁目一番一号

印 刷 所

印 刷 者

秋田県松原市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷
電話(082)876683
FAX(082)876683
E-mail:matsubara@matsubara-prints.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄